

Citizens Network Against National ID Numbers(CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

東

京警視庁の情報公開センターにビデオカメラが取り付けられ、開示請求者をビデオ撮影していた。

こんな事実が、今年(二〇〇三年)一月二十四日の衆議院予算委員会、河村たかし委員の質問で明らかになった。警視庁は、「不測の事態に備え設置した」と説明。

警視庁の情報公開センターは、東京都情報公開条例にしたがって二〇〇一年十月に警視庁内にオープンした。監視カメラは、センターの天井に四

基設置されており、開示請求窓口の奥に通じる事務室のモニター画面には、四基の映像が画面四分の一ずつ映し出される仕組み。

同庁では、特例は別として、情報公開事務に関するマニュアルにしたがい、毎日三時間テープを三本

使い、モニター画面を録画し、翌日、同じテープに上書きしているという。また、テープは、一ヶ月使用したあとは、切断機を使って破棄しているという。ただ、河村議員は、「現場を視察したときには、使用済みのテープが破棄されてない印象を受けた」と話している。

一月二十四日の谷垣国家公安委員長の答

弁によると、全国の警察を見ても、情報公開窓口に監視カメラを設置しているのは警視庁だけという。

河村委員は、「開示請求に来た人は開示請求書に氏名を書くので、ビデオ撮影は不要。請求者をチェックすると受け取られ、請求をためらうことになるのではないかと問題の大きさを指摘した。そして、さらに詳しい報告するように求めたのに対し、谷垣委員長は難色を示した。

しかし、二月十九日の衆議院予算委員会

なし崩しに広がる データ監視社会化を ストップさせよう

河村たかし議員、
警視庁の情報公開窓口の監視カメラを撤去させる！

で、同委員長は、問題のカメラを同庁が四月以降は取り外すことになる旨を明らかにした。

昨年(二〇〇二年)五月には、防衛庁が、国の情報公開法に基づく請求者一四二人全員の身元や思想・信条を独自に調査してリストを作成していた不祥事が発覚した。しかも、そのリストは庁内で回し読みされていたというから空いた口がふさがら

ない。

今国会で有事関連三法が成立した。

一応、有事でも、基本的な人権に配慮するとされた。有事においてこそ、逆に国民の知る権利はますます重要になる。だが、警察や防衛庁などは、平時ですら国民に基本的な権利を保障することをうとましく思っているようだ。こうした状態で、問答無用の海外派兵、さらには有事法制が発動された場合に、人権が護られるとはには信じがたい。

国民の知る権利を封殺できる有事法制の成立、背番号コードと国民登録証カードを核とした住居ネットの本格稼働、監視カメラ列島化、大増税・庶民の金融プライバシー管理のための納番制の検討等々。

「経済まるでダメ」の小泉政権は、「データ収容所列島化策」で乗り切ろうとしているようだ。私たち国民は、もうこの国の指導者を変える時期にきているのではないか。

二〇〇三年七月十五日

PIJ代表 石村耕治

主な記事

- ・脱住居ネットの輪を広げよう!
- ・国民監視法制? 個人情報保護5法成立
- ・個人情報保護四法案(河村たかし私案)
- ・急がれる、監視カメラを市民が監視する法制

《石村PIJ代表に聞く 脱住基ネットの課題》

脱住基ネットの輪を広げよう！

住基ネット、杉並区や札幌市も「住民選択制」採用へ

《話し手》

PIJ代表・白鷗大学教授

石村耕治

《聞き手》

PIJ副代表・税理士

辻村祥造

札

幌市長選で当選した上田文雄新市長は、六月十日に、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の運用について、ネットに参加を希望しない市民の本人確認データ（六基本情報）住民票コード・氏名・住所・生年月日・性別・変更履歴）を住基ネットに提供しない「住民選択制」を導入する旨を明らかにした。この住民選択制は、横浜市が初めて導入したことから「横浜方式」とも呼ばれる。六月四日に、杉並区の山田宏区長も、「住民選択制」の導入を明らかにしている。

一方、長野県の本人確認情報保護審議会は田中康夫知事に、国と市町村の間の住基ネットを県が中継しないように求める報告書を提出した。東京都の石原新太郎知事は、住基ネットに参加していない杉並区、中

野区、国立市に対し住基ネットへの参加を勧告した。同じく、福島県は、住基ネットに参加していない同県矢祭町に対し住基ネットへの参加を勧告した。

今年（二〇〇三年）八月の本格稼動を前にして、脱住基ネット、選択制採用の輪は急速に広がりを見せている。総務省は、「首長による住基ネット不参加は不可能、違法」と、脱住基ネットの動きの広がりの押さえ込みに必死である。

脱住基ネットの動きについて、石村耕治PIJ代表に、辻村祥造PIJ副代表が聞いた（CNNニュース編集部）。

札幌市新市長は、「住民選択制」の導入をアナウンス（辻村）脱住基ネット、つまり住基ネットからの離脱、任意参加の動き

が広がってきています。今回、札幌市が「住民選択制」の導入に踏み切ることをアナウンスしましたが、背景とかをお話ください。

（石村）辻村副代表は、「住基ネットに、「不参加」を！横浜市民の会の共同代表も努めておられますが、全国状況もかなりご存知なのではないかと思えます。

（辻村）いわゆる「横浜方式」は、自治体として形式的には参加、しかし、市民各人が参加するかどうかは本人の意思に任せようというやり方です。「住基ネットに不参加は違法！」と大声を出す大臣がいるものですから……

（石村）市長選の際の選挙公約でしたから、札幌市の上田新市長は、この横浜方式の導入をアナウンスしたわけです。上田市長自体、弁護士出身で、日本弁護士連合会（日弁連）

の人権擁護委員会副委員長を務めていました。

（辻村）ある意味では、上田市長の判断は、札幌市民の意向に沿ったものなのですね。

（石村）仰せのとおりです。今年二月二十九日に、札幌市で、住基ネット差し止め訴訟を支援する会・北海道（代表世話人・鈴木重孝）が、大掛かりな「反住基ネット」集会を持ちました。この集会で講演をしたのですが、参加者に脱住基ネットの候補者を支援していこうとの強い決意がありました。

（辻村）札幌市は、とくに住基カードを民間企業と共同で利用する「官民両用ICカード」のパイロットプランを実施しようとしていましたからね。（石村）そうですね。総務省とかNTTデータ、ビックカメラなどと組んで、カードを使えばポイントが貯まる！と

脱住基ネットの輪を広げよう！

脱住基ネットの輪を広げよう！

いった、住基カード普及プランです。

(辻村) 総務省の「ICカードシステム実験事業」、産業経済省と地方自治情報センター(住基ネットの全国センター)が計画している「IT整備都市研究事業」などは、端的に言えば、「国民登録証携帯制度」導入に向けた事業ですからね。

(石村) 初めは、こうしたプランに参加した企業に対し不買運動で対抗しようという案もありました。しかし、上田新市長の登場で、このパイロットプランはストップできるのではないかと思えます。

(辻村) やはり、市民が人権意識の高い人物を首長に選ぶことにより、私たち市民が自分のプライバシーや自由を護れる可能性を示した良い例の一つといえますね。

(石村) 昨年八月十五日に、札幌で、「住基ネットであなたの個人情報丸見え」というテーマの朝のテレビ・ワイドショー番組に出演しました。その番組での北海道の視聴者からの電話アンケートでは実に七割以上の市民が住基に反対！の意思表示をしたのを覚えています。

杉並区も「市民選択制」への移行をアナウンス

(辻村) 六月四日に、杉並区の山田

区長は、住基ネットから離脱していただく方針を変えて、区民が自分の意思で不参加を選択できる「住民選択制」の採用をアナウンスしました。この動きをどう見ますか。

(石村) 石原都知事が東京都の不参加自治体に対して、地方自治法に基づき参加(是正)を勧告したことが背景にあると思います。

(辻村) いわゆる「横浜方式」で、参加を言明したわけですよ。

(石村) 仰せのとおりです。まあ、石原慎太郎という人物をどう評価するかによるのですが。あえて言えば、歌舞伎町での大掛かりな監視カメラの設置、都営銀行の創設・その銀行発行のICカードの官民共通利用等々。

(辻村) どれをみても、自由や人権よりも、管理、監視、治安といった用語が大好きなタイプですね。

(石村) こうしたタイプには、自身は管理されたり、監視されることが大嫌いな人物も少なくないのですけど(笑)。

(辻村) 北朝鮮のトップなどはその典型かも知れませんか。

(石村) とにかく、石原知事は、住基ネットなどは大好きなのではないかと思えます。まあ、こうした人物に人権とか言っても、難しいような気もします。「盛者必衰」を忘れる

な、といったところでしょうか。

(辻村) 福島県は、同県の矢祭町に対し東京都と同じような参加勧告をしたわけですね。しかし、根本良一町長はそれを跳ね除け、接続拒否を続けていますか。

(石村) 杉並区の山田区長が「肝が据わっていないタイプ」とみるのは早計だと思えます。多分、福島県や東京都の参加勧告の背後には、総務省の意向が見え隠れしているのは間違いないでしょう。

(辻村) 総務省は、「住基ネットに不参加は違法」と決め付けていますから。やはり、国からのプレッシャーに加え、都からのプレッシャーにはなかなか抗しがたいものがあるのでしょうか。

(石村) まさに、そういうことだとおもいます。

長野県の審議会は、

住基ネット離脱を提言

(辻村) 五月二十八日に、長野県の本人確認情報保護審議会(会長・不破泰・信州大学教授)が、田中康夫知事に対し、「七個人情報保護のために長野県は当面住基ネットから離脱すべき」とする中間提言を行いました。

(石村) 県単位での離脱は、市町村が県を中継して住基ネットを接続し

ていることから、県内全市町村が離脱することになるわけです。

(辻村) 福田官房長官は、五月二十八日の記者会見で、長野県が審議会提言に従わないように求めましたね。それから、総務省も離脱は違法とけん制をしましたね。

(石村) やはり、都道府県単位での離脱は、住基ネットの崩壊につながりますから、必死なわけです。

(辻村) こうした事態に野党の民主党などは、国民運動を大々的にやらないのでしょうか。

(石村) 「まるで他人事」があの党全体の雰囲気ですね。大方の民主党の国会議員の先生方は、単なるサラリーマン議員、「何をいままさら」といった感じかもしれません。「国民が主役」など、単なるプロパガンダ、といった感じにもとれます。

(辻村) で、当の田中知事はどう考えているのでしょうか。

(石村) 六月五日に田中知事と片山総務大臣が都内で懇談し、審議会委員と総務相側の委員とで公開討論会を開催することで合意したと伝えられています。

(辻村) 長野県が実施したアンケート調査では、回答した市町村(回答率91.3%)の七割が「離脱に反対」、三割が「情報もれに不安」と

答えたとのことですが。

(石村) 県の審議会と市町村との間に温度差があるのは当たり前です。市町村は、これまで、自治省(現総務省)にさからったことなどないのですから。

(辻村) 田中知事なら離脱も決断できる!と読むべきなのではないですか。

(石村) すでに触れたように、市区町村レベルでは、今年二月二十日に、埼玉県志木市の「住基ネットシステム検討調査会」(会長・西山賢一・埼玉大教授)が「住民選択制」の導入を提言しています。杉並区のケースについては、すでに紹介したところです。長野県の場合、市町村と全国センターをつなぐ中間自治体であること、ここが離脱、参加の辞退を決めれば影響が大きいわけです。

住基ネット問題の「間」についても、国民的な理解を深める意味でも、是非とも田中知事に英断を期待するところです。

神奈川県での新たな動き、横浜市での現状

(辻村) 神奈川県に動きがありま。今回の知事選で当選した松沢成文知事が住基ネットの問題点を調べることをねらいに私的研究会を設置する意向のようです。

(石村) 住基ネットの再検討が、松

沢知事の選挙公約のようなものではないからね。研究会の委員は、住基ネットに批判的な学者や弁護士などが参加するようです。

(辻村) 今後の動きから目が離せないですね。

(石村) それから、横浜市の動きはいかがでしょうか。

(辻村) 「住民選択制」を採用した横浜市では、不参加を選択した市民は約八万人でした。一方、去る六月九日に、「不参加」を選択しなかった市民約二六二万人に対し住基ネットサービスが始まりました。

(石村) 横浜市は、いったん県の住基ネットに市民全員分の本人確認データを送信しましたね。その後、「住民選択制」を導入したことから、中田市長は、神奈川県知事宛に横浜市民の本人確認データの消去を求めましたね。その後、どうなったのですか。

(辻村) 私たち住基ネットに「不参加」を!横浜市民の会(「横浜市民の会」)は、二〇〇三年四月二十三日に、その後の経過を文書で市長に尋ねております。中田市長から五月二十八日に横浜市民の会へ回答(市広聴第一〇三〇〇五号)がありました。

(石村) どう回答してきているのですか。

(辻村) 昨年(二〇〇二年)八月二日

以降、県知事に対しデータの消去を文書や協議の場で求めてはいるが、いまだに消去されていないとの答でした。

(石村) いわゆる「横浜方式」は、住基ネットの安全性が総合的に確認されるまでの間は、神奈川県への市民の本人確認データの通知を強制しないというものでしたね。

(辻村) そのとおりです。この点についても、回答では、「安全性が総合的に確認できた場合には、非通知の申し出をした市民についても、県に本人確認データを通ずる」としています。

(石村) ただ、中田市長は、個人情報保護関連五法の成立後も、住基ネットを取り巻く環境が大きく変わったとはいえない、との発言をしています。

(辻村) なかなか難しい状況にあることは確かです。やはり、脱住基ネットの運動の広がりがないと孤立無援になりますからね。若い市長だけに、ひ弱にならないといいいのですが。

ひ弱な地方自治の現実を国分寺市に見る

(石村) 住基ネットへの参加を見合わせていた東京都国分寺市の星野信夫市長は、五月二十八日に、個人情報保護法ができ、国への要望もほぼ満たされたとして、住基ネットへの参加をアナウンスしました。

(辻村) 政府や都知事からの圧力が増すなか、住民のプライバシーを大事にし、国民総背番号制を悪と信じながらも抵抗しきれず苦悩する首長の姿が見えてくるような気がしますね。

(石村) 市区町村は県や都の是正勧告を尊重するように求められますが、まあ、罰則はないので、無視していてもいいのですが。

(辻村) こうした現実を見ますと、この国に真の地方自治があるのか、本当に考えさせられますね。

(石村) 国民に背番号を付け、今度のは、国民登録証であるICカードを持たせる。その尖兵を末端の自治体にやらせるわけですから。本当に最低の国といえます。

背番号コード、漏れ漏れの事実が発覚!

(辻村) 銀行口座を開く際に金融機関が本人確認の資料として、住基ネットの「通知書」を利用していた問題が、二〇〇三年四月十五日の衆議院・個人情報保護特別委員会で取り上げられましたね。

(石村) この問題が初めて取り上げられた二月の衆議院・予算委員会で、片山総務相は、実際に使われたという報告はない、と否定していました。ところが、その後の金融庁の

脱住基ネットの輪を広げよう!

調査で、そうした事実のあることが発覚しました。

(辻村) 各人あるいは各世帯に通知された住基ネットの11桁の住民票コードが書かれた通知書が、口座開設などの際に本人確認に使われていたのでしょうか。

(石村) 二〇〇三年一月六日から、本人確認法が施行されたのですが、総務省が利用中止を求めるまで七九機関、二二六件で、住民票コードの記された通知書が使われていたとのことです。

(辻村) このケースでは、全銀協が、二〇〇二年九月に、住民票コードの通知書を本人確認資料として利用できる旨を示した文書を配布していた事情があるようですね。

(石村) そうした事実があったようです。全銀協は、四月十五日に、問題となった七九の金融機関に対し、通知書で本人確認をした客に対して、住民票コードなどの情報の記録を削除した旨を連絡するように指示したようです。

(辻村) いくらデータセキュリティを高度にしても、何と云うことはない、人為的なミスやコードの任意提示を求めれば、いとも簡単に漏れてしまうことを立証したケースですね。

(石村) 仰せのとおりです。ですから、いったん住民票コードのような

脱住基ネットの輪を広げよう！

マスターキーをつくれれば、いくらデータの安全措置を講じても、漏えい、不正利用、乱用は防げないわけです。巨大なゴミ捨て場にたかる八工の大群に、八工たたくで応戦するようなものでしょう。

(辻村) やはり、住民票コードのようなマスターキーは絶対につくらないことが、最高のデータ保護策なわけですね。

(石村) 総務省は、漏えい対策コスト、プライバシー保護対策コストなど、外部コストは「ほかおわり」で、住基ネットで「行政効率があがりコスト削減につながる」といったコスト試算をやっているわけです。これでは「外部不経済」で、まったく意味がないわけです。

住基カードの狙いは

「内国人登録証カード」の導入

(辻村) 来る八月から住基ネットの第二弾、「住基カード」の交付が始まります。住基カードは、IC(集積回路)仕様のカードで、新聞一面分(約八千文字)の情報が詰められるカードです。身分証明書にもなるとの触れ込みです。希望者にだけ発行するといっていますが、そのうち、住基カードを持たないのは「非国民」と言われることはない

のか、心配になります。

(石村) 住基ネットについて、とかく、11桁の背番号コード(住民票コード)が注目されがちです。しかし、住基ネットは、「コードとカードで国民の人格権を管理する仕組み」です。どちらが欠けても、うまく機能しないわけです。

(辻村) もう少し噛み砕いてお話しください。

(石村) つまり、本人確認は、一人ひとりに付けられた背番号コードと身分証明カード(内国人登録証カード)をつかつてやる仕組みです。ですから、住基カードを持たない市民の本人確認は、手でやらざるを得ない仕組みになっているわけです。つまり、コンピュータがカード内容を読んで、本人であることを確認して求められた行政サービスなどの提供につなげるシステムになっているわけです。

(辻村) しかし、カードの取得は各人の任意ですよ。

(石村) 総務省の役人は、全員にカード取得を義務付けたいところでしょう。そうすると、カードを持っていないヒトは、国民ではない、外国人かテロリスト等々、といった差別化ができますから。

(辻村) つまり、全員に身分証明(ICD)カードを持たせ、国内を移動する

ときにも常時携帯を強制する「国内版パスポート(内国人登録証カード)」の導入を考えているわけですか。

(石村) そうエスカレートして行くはずですよ。現実には、テロリストなども偽造カードで入国してくるのでしょから、かえって危険なのですが。

(辻村) ということは、住基カードは、有目的での利用が最大の目標かもしれないですね。

使えばポイントがもらえる、

楽しい住基カードのワナ

(石村) 今のところ、住基カードは希望者だけに発行するとしています。しかし、よく考えてください。八千文字も入るICカードです。自治体が条例で決めれば、いかなる個人情報も入力できることになっています。行政サービスや医療サービスを受ける度に、その情報がカードに蓄積されていくとしたら、そんなカードを常時持ち歩きたくないでしょうか。

(辻村) しかし、全員が住基カードを取得しないと、自治体は、行政サービスの提供について、カード使用対応とカード不使用対応の二つを用意しなければならなくなりますね。

(石村) そのとおりです。ですから、総務省は、配下の(財)地方自治情報センター(住基ネットの全国セ

ンターを運営している御用達機関)を通じて、札幌市などで、ビックカメラやNTTデータなど二百程度の民間企業と組んで官民共通ICカードのパイロットプランを始めようとしているわけです。

このプランでは、住基カードにクレジット機能をもたせ、しかもカードを使うとポイントがもらえる特典もあるというものです。「使えばポイントがもらえる、楽しい住基カード」というわけです。

(辻村)恐ろしい住基カードを、楽しく普及させるのが狙いですね(笑)。

(石村)まあ、そういうことでしょう。(辻村)このパイロットプランは、うまくいくのでしょうか。

(石村)まったく未知数です。かつて、旧自治省(現総務省自治行政課)などのICカード計画に参加した自治体のなかには、温泉利用券付きでカードを持つように奨励したところもありました。しかし、かつて自治体ベースで実験した各地の地域ICカード計画はことごとく失敗しました。

(辻村)島根県の出雲市では、当時同市の市長であった岩国哲人衆議院議員(民主党)が、ICカード計画を実施しましたね。莫大な公金を投入したあげく、利用効率の悪さに加え、カネくい虫で、ことごとく失敗しましたね。

(石村)よく知られた最悪のケースです。後任の市長は、カード行政を収れんさせる道を選びました。岩国さんにはムダに使った公金を出雲市に返還する政治責任があると思います。

(辻村)この点、札幌市のケースはどうなのでしょうか。

(石村)すでに触れたように、このたび当選した上田文雄・新札幌市長は、六月十日に、住基ネットの運用について、「住民選択制」を導入する旨を明らかにしています。当然、官民共通カードプランもやめる方向に政策転換するものと思います。

電子政府構想で

経費節減できる、のカラクリ

(辻村)実は、税理士界も、コードとカードを使った電子監視政府構想、いや電子政府(e-Government)構想に巻き込まれています。

(石村)電子納税申告の導入問題ですね。

(辻村)そうですね。税理士の認証(本人確認)とか、納税者の認証に、ICカードを使うという電子申告制度の導入です。

(石村)国税庁は、当初、専用線を使った電子申告と、インターネット(電脳)申告との双方を考えていましたね。ところが、政府が、住基ネット

を媒介とし、インターネットを使った電子政府(e-Government)構想を立ち上げるやいなや、インターネット申告の方を導入する決定をしましたね。

(辻村)ただ、専用線を使った電子申告は、非常に簡素です。とくに、代理人申告のE-ジェントである税理士にとつては、やさしい申告方式です。

(石村)これに対し、インターネット申告の方は、税理士に頼まずに納税者が自分で確定申告をする(本人申告の場合には、便利な面もあると思います。しかし、税理士が納税者本人に代わり確定申告をする(代理人申告の場合には、とても使いづらいですね。

(辻村)そのとおりです。インターネット申告では、納税者の代理人である税理士の認証に加え、納税者本人の認証についても、インターネットを使ってやることとなります。しかし、これは、大変複雑な作業です。ですから、このままでは紙、つまり文書申告の方が格段に楽ということになりかねないわけです。

(石村)よく分かります。総務省とかは、いくつかの本人申告や本人申請のケースをあげて、インターネット申請・申告は自宅からも可能などと、アホらしいことを言っているわけです。代理人申告で、税務申告のように、そ

して、とりわけ多様な添付書類の提出が必要なケースでは、インターネット申告はなじみません。

ケースによっては、専用線を使った電子申告どころか、文書申告の方が格段に容易です。こうしたケースに、インターネット申告を使うことは、テマヒマだけでなく、カネまでふんだんにかかるだけです。

(辻村)しかし、税理士にとつては、クライアントのうちの一人でもインターネット申告を望んでくれば、設備投資はしないといけなくなるわけです。

(石村)そが、インターネットを使った電子政府構想に群がるハイエナのようなIT企業の「利権」につながるわけです。税理士会も、政官業の仕組んだ護送船団路線に乗せられて、負ける戦争に加担しているわけです。各単位税理士会は、「敗戦処理」再生プランの準備にかかった方がいいのかもしれない。もっとも、失敗しても誰も責任をとらない伝統の国ですから、心配がないかも知れませんが(笑)。

(辻村)ともかく、中央官庁の無謀・無策さ、一方、それに盲従する自治体や専門職業界の無力振りを感ずる構図のなかに、「効率的な電子政府」とは程遠い現実をまざまざと見せ付けられているところです。

脱住基ネットの輪を広げよう!

脱住基ネットの輪を広げよう！

一方的に国民サイドに、“テーマヒマ、そしてカネの負担がしわ寄せされるだけの構想”なわけです。

(石村)分かつてきましたか。ともかく、この構想では、中央の役人と御用学者、そしてIT利権に群がる業界が、それこそ三位一体となって、国民の人格権を食い物にしようとしているだけでなく、一方的に国民に負担を強いているわけです。“国民の負担で行政経費の節減”の力ラクリに、もっと批判的になる必要があります。

税理士会が唱える“国民・納税者の目線でサービスを提供する”といった趣旨のプロパガンダは立派です。ところが、電子申告制度一つとってみても、“役所・課税庁の目線”で動いており、その言動と行動との乖離が大きすぎます。本当に、税理士会の幹部は、税理士や納税者の目線で仕事をしているのでしょうか？

(辻村)分かります。また、平均年齢で六十歳代が四〇%を超える税理士界の現状を真剣に考える必要もありますね。

超高齢社会では、
電子政府が寝たきり？

(石村)この点は、政府のコードとカードを使った他の電子申請手続も同じです。超高齢社会は間近に迫っ

ています。中央の役人は、老いも若きも、コードリーダーを買って来て、自宅のパソコンに接続し、住基カードを差し込んで、電子申請をすればいい、の感覚です。

(辻村)高齢者に介護保険などの電子申請は多難でしょう。“ユーザーズ・フレンドリー”の思考がゼロの状態ですね。

(石村)この場合、本人申請ができないとなると、お金を払って行政書士など電子送達ができる代理人に頼めということでしょうか。

(辻村)しかし、これでは、市民の負担が増すだけです。また、住基コードなどの本人確認情報が民間に垂れ流しになることが危惧されますね。

(石村)となると、役所に向いて、職員にやつてもらうことになるでしょう。ですから、超高齢社会では、役人・御用学者・IT利権業界が三位一体で空騒ぎして作り上げた電子政府が、“寝たきりになる”のは目に見えているのではないのでしょうか。

(辻村)それでもいいわけでしょう。官製ICカードの普及は、一種の公共事業で、IT業界には大きな利権でしょうから。ともかく、ICカードを使った本人による電子申請は、必要以上にテーマヒマそれにカネがかかりすぎるから、容易に使えない

代物です。フィンランドのように、頓挫するのではないのでしょうか。

(石村)ですから、すでに触れたように、官製ICカードである住基カードは、国民登録証カードとして使わせるとか、別な用途が主眼だと思えます。

住基ネットの

アキレス腱は「住基カード」

(辻村)IC仕様の住基カードは、「国内版パスポート」ないしは「内国人登録証カード」として常時持ち歩きが強制される方向に進む恐れがあるだけではありませんね。

約八千文字入力できますから、本人の医療情報などセンシティブ情報が広く公有化されることにもつながりますね。図書館サービスなどに使われると、借り出した本などの登録情報と本人情報の照合がきわめて容易になりま

れた嫌いがあります。ですから、そのうち“負の側面”を目の当たりにすることになるかも知れません。警察官がICカード読取機をぶら下げて街頭を闊歩したり、カードに詰った個人情報で若者の自動徴兵検査を実施する事態に遭遇するかもしれません。

(辻村)まさに、コードとカードを使った“データ収容所列島”の誕生ですね。

(石村)今、“脱住基ネットの視点”にたつて、コードやカードをツール(道具)とした住基ネットの“暗い部分”を、暗視カメラで探る作業が求められています。

(辻村)中央の役人は狡猾ですからね。IT業界などと組んで国民に巧妙なワナを仕掛けて来る可能性がありま

すね。ICカードが普及しないと、IT利権に群がるハイエナ企業や役人が練った“電子監視政府構想”は破綻するわけですから。

(石村)ですから、まさに、ICカードは住基ネットの“アキレス腱”なわけです。

(辻村)石村代表、本日は、今後の展開を含め、貴重な意見、見通しを市民の目線でお話くださり、ありがとうございました。

第8回定期総会報告	プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
PIJの第8回定期総会が、2003年5月24日(土)、東京・池袋の豊島勤労福祉会館において開催された。	
第一部 定期総会	
一、開会宣言 司会者	
一、代表あいさつ	
一、議長選任	
一、議事	
第一号議案 二〇〇二年度活動報告承認の件	
第二号議案 二〇〇二年度収支報告書並びに財産目録承認の件	
第三号議案 二〇〇三年度活動計画承認の件	
第四号議案 二〇〇三年度収支予算案承認の件	
一、報告	
役員に関する報告 (今回は改選なし)	
一、閉会宣言 司会者	
第二部 報告と座談会	
住基ネット本格稼働を前にした、反対活動等の状況	
個人情報保護法案の問題点	
その他	

この一年間のPIJの活動概要

PIJ 第8回定期総会報告

年月日	活動報告内容	場所・主催・発行人等	参加担当
02.04.09	日本経済新聞「税制改正」取材	日本経済新聞	石村代表
02.04.20	CNNニュース 29号 発行	PIJ編集部	
02.04.23	PIJ事務局会議・CNNニュースの発送	PIJ事務局	PIJ役員
02.04.27	日弁連・北欧の背番号制視察者へのレクチャー	日本弁護士連合会	石村代表
02.05.11	法学セミナー編集部「背番号制」インタビュー	法学セミナー	石村代表
02.05.18	PIJ第7回定期総会	サンシャインシティ	
02.05.29	背番号問題意見交換	国会議員会館	石村代表 河村相談役
02.06.05	税制改革国際シンポジウム	東京・イイノホール	石村代表
02.06.07	税制改革国際シンポジウム	大阪・国際交流センター	石村代表
02.06.13	NPO税制レクチャー	東京財団	石村代表
02.06.21	住基ネット運動打ち合わせ	国会議員会館	石村代表 河村相談役
02.06.26	PIJ運営委員会	PIJ事務局	PIJ役員
02.07.10	PIJ事務局会議・CNNニュースの発送	PIJ事務局	PIJ役員
02.07.05	講演「電子申告と税理士業務」	東京税理士会	石村代表
02.07.14	朝日新聞オピニオン「住基ネット批判」掲載	朝日新聞	石村代表
02.07.20	CNNニュース 30号 発行	PIJ編集部	
02.07.27	BSジャパン・ネクスト経済研「住基ネット批判」出演	BSジャパン	石村代表
02.07.28	毎日新聞21世紀の視点「住基ネット批判」掲載	毎日新聞	石村代表
02.07.29	フジテレビ(特ダネ)「住基ネット批判」出演	フジテレビ	石村代表
02.07.30	週刊ポスト・恩田記者「住基ネット」取材	週刊ポスト	石村代表
02.07.30	サンケイ新聞・黒澤記者「住基ネット」取材	サンケイ新聞	石村代表
02.08.02	日本テレビ・ズームイン・スーパー「住基ネット」出演	日本テレビ	石村代表
02.08.03	講演「番号化社会の光と影」	岐阜・金融セミナー	石村代表
02.08.15	北海道テレビ「寒気のする背番号社会」	札幌・北海道テレビ	石村代表

この一年間のPIJの活動概要 (続き)

年月日	活動報告内容	場所・主催・発行人等	参加担当
02.09.10	PIJ運営委員会	PIJ事務局	PIJ役員
02.09.11	全員確定申告インフラ整備法制打ち合わせ	国会議員会館	石村代表 河村相談役
02.09.13	講演「電子申告と専門職制度」	大阪	石村代表
02.09.20	CNNニュース 31号 発行	PIJ編集部	
02.09.20	PIJ事務局会議・CNNニュースの発送	PIJ事務局	PIJ役員
02.10.02	講演「電子申告と税理士業務」	千葉税理士会	石村代表
02.10.03	講演「非営利法人制度整備の動向」	新宗連	石村代表
02.10.04	講演「公益法人税制改革の動向」	公益法人協会	石村代表
02.10.17	シンポ「公益法人制度改革」意見陳述(公法協主催)	東京・銀行倶楽部	石村代表
02.10.18	議員法制局・全員確定申告インフラ整備三法の協議	国会議員会館	石村代表 河村相談役
02.10.24	講演「電子申告とインフラ整備」	名古屋税理士会	石村代表
02.10.29	議員法制局・全員確定申告インフラ整備三法の協議	国会議員会館	石村代表 河村相談役
02.11.25	シンポ「公益法人制度改革」パネラー参加	東京・経団連会館	石村代表
02.11.26	シンポ「宗教と税制」講演	明治記念館	石村代表
02.11.30	基調講演「住基ネット批判」	日本法政学会主催	石村代表
02.12.12	講演「電子申告とインフラ整備」	名古屋税理士会岐阜北支部	石村代表
02.12.18	PIJ事務局会議・CNNニュースの発送	PIJ事務局	PIJ役員
02.12.20	CNNニュース 32号 発行	PIJ編集部	
02.12.23	講演「住基ネット批判」	住基ネットに反対する会	石村代表
02.12.23	雑誌ポパイ「住基ネット批判」12・23号意見表明	ポパイ	石村代表
03.01.09	講演「住基ネット批判」住基ネットを止めさせる	流山市民の会主催	石村代表
03.01.13	講演「公益法人制度改革と税制」	宗教法人問題連絡会	石村代表
03.02.24	議員法制局・全員確定申告インフラ整備三法の協議	国会議員会館	石村代表 河村相談役
03.02.28	北海道住基ネット反対集会参加・講演	札幌・市民集会	石村代表
03.02.29	シンポ「公益法人制度改革とNPO法人」参加	東京・主婦会館	石村代表
03.03.10	議員法制局・個人情報保護議員立法の協議	国会議員会館	石村代表 河村相談役
03.03.19	議員法制局・個人情報保護議員立法の協議	国会議員会館	石村代表 河村相談役
03.03.23	シンポ「浜松住基法反対フォーラム」参加・講演	浜松	石村代表

《石村耕治PIJ代表に聞く》

「国民監視」的な色彩の濃い 個人情報保護関連五法が成立

「官」による規制を全面に打ち出した個人情報「反故」法制

個

個人情報保護関連五法は、去る（二〇〇三年）五月二十三日に、成立した。行政機関を監視する仕組みが甘い一方、メディア規制の色彩が強いなど、各界から強い批判が続出するなかでの船出となった。

日弁連は、法律が成立した二十三日に、いち早く声明を発表、「言論の自由や自由な経済活動を妨げる恐れがある」などとし、三年後の全面的な見直しを求めた。住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）に接続していない六市区町は、依然として個人情報保護体制は不十分とし、ネットにつながるあるいは慎重に対応する姿勢を示している。

今回成立した個人情報保護五法の問題点について、石村耕治（PIJ代表・白鷗大学教授）に、北角嘉幸（衆議院議員河村たかし政策担当秘書）が聞いた。

《話し手》

PIJ代表・白鷗大学教授

石村 耕治

《聞き手》

衆議院議員河村たかし政策担当秘書

北角 嘉幸

個人情報保護五法とは何か

（北角）各界から批判の強かった個人情報保護五法は、五月二十三日に成立しました。今回成立した個人情報保護関連五法を図で示すと次頁の「図表1」のようになりますね。

個人情報保護法と名が付く法律がいくつもあります。少々ややこしい気がしますので、石村先生、整理して説明してください。

（石村）まず、北角嘉幸（きたがすみよしゆき）さんを紹介します。北角さんは、現在、河村たかし衆議院議員のもとで政策担当秘書をされています。もともと、早稲田大学の法学部出身のことですので、法律には詳しい方です。それでは、私から説明して欲しいとのことですので、始めます。

（北角）最初に、若干、事の経緯にも触れてください。

（石村）了解しました。わが国には、一九八八年につくられた「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」がありまして、この法律は、その名からも分かるように、国の行政機関、つまり公的部門にだけ提供がある法律でした。しかも、電算機処理、つまりコンピュータ（電磁）処理された個人情報だけを保護する法律でした。

言い換えると、私企業や私立の学校・病院など民間機関が取扱う個人情報、さらには、行政機関が取扱う個人情報でもコンピュータ処理されていない手書き（マニュアル）の個人情報を守る法律はなかったわけです。

（北角）今回、個人情報関連五法が成立したことで、公的部門・民間部

門双方が取扱う個人情報、さらにはコンピュータ処理・手書き処理された個人情報、トータルに保護されることになったわけですね。

（石村）トータルに保護されることになったというよりも、そうした保護ができる構図ができあがったと言った方が正しいでしょう。

（北角）といますと？

（石村）第一の「個人情報保護法」は、「基本法」あるいは「個人情報保護法制を束ねる母法」と言われることから分かるように、民間機関はもちろんのこと、行政機関などにも適用になる建前になっています。これは、基本法一条（目的）を読めば分かります。

個人情報保護法（基本法）

一条「目的」

この法律は、高度情報通信社会の

「国民監視」的な色彩の濃い個人情報保護関連五法が成立

(図表1) 個人情報保護五法の構図



進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

「国民監視」的な色彩の濃い個人情報保護関連5法が成立

(北角) ということは、国民の個人情報をしつかり保護するには、さらに分野別に個別の法律やガイドラインなどをつくっていかないといけないわけですね。

(石村) そのとおりです。基本法だけだと、「絵に描いたもち」と化す恐れが強いわけです。ですから、電子商取引、個人信用、医療、教育など、重要な部門については、個別法が必要になります。

(北角) 後ほど、詳しく紹介させてもらいます

が、実は、私も河村たかし事務所では、衆議院法制局、それから石村先生からも支援をいただき、すでにいくつかの個別法を河村私案として用意しております。(石村) それらについては、本号

で紹介・掲載したいと思います。

今回の基本法では、どこが変わったのか？

(北角) 当初の基本法(母法)案(第一五一回国会閣法九〇号)では、個人情報取扱に関する「五原則」(三条、八条)が盛り込まれたため、報道の自由との関連で大騒動になりましたね。新基本法ではこれらの原則が削除され、「基本理念」(三条)だけになりましたね。

(石村) 仰せのとおりです。新旧の対照表をあげると、次頁の「図表2」基本法「新旧対照条文」とおりです。

(北角) 一見、素人には、上に挙げた旧基本法案にあった「五基本原則」は、国民のプライバシーを護るにはありがたいように思えます。

マイホームの新築後、知らない企業から家具やカーテンなど内装品セトルのダイレクトメール(DM)がいくつも届いたりします。この場合、DMをもらった者は、発信元の企業はどこから情報を得たのか心配になります。「五基本原則」があった方がいいのではと思いがちですが。

(石村) しかし、「五基本原則」が一律に適用にあるとすれば、報道の自由、国民の知る権利などにマイナスに作用するケースも出てきます

ね。ですから、北角さんが挙げたDMのケースに関していえば、個人情報保護を保護する個別法をつくり、その中に、こうした基本原則を規定し業者(個人信用情報取扱事業者)に義務を課せばいいわけですね。

(北角) 確かに、旧基本法案にあったような「五基本原則」を、一律に護らなければならぬとなると、マスコミの側での汚職やスキャンダルの報道はもろろんのこと、国会での不正の追及なども難しくなりますね。

(石村) 仰せのとおりです。例えば、旧五条「適正な取得」原則や旧八条「透明性の確保」原則を護らなければならぬとします。ニュースソースを明かさぬ取材やスクープの放映などは難しくなりますからね。ある意味では、旧基本法案が発表されてからのメディアの徹底した抵抗は功を奏したのではないかと思います。

(北角) 「五基本原則」が通っていたら、国会における不詳事件の解明やその報道などには、「日本メディアの死滅」に匹敵するくらい大きな影響があったと思います。

(石村) もちろん、「五基本原則」は削除され、報道目的での個人情報取扱いは基本法の適用除外になりました。ただ、日本ジャーナリスト

〔図表2〕基本法～新旧対照条文 (下線部は変更部分)

新条文	旧条文
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 個人情報、個人的人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、<u>その適正な取扱いがはかられねばならない。</u></p>	<p>第2章 基本原則</p> <p>第3条 個人情報個人個人的人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、<u>個人情報を取り扱う者は、次条から第8条までに規定する基本原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。</u></p> <p>(利用目的による制限)</p> <p>第4条 個人情報は、<u>その利用目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない。</u></p> <p>(適正な取得)</p> <p>第5条 個人情報は、<u>適法かつ適正な方法で取得されなければならない。</u></p> <p>(正確性の確保)</p> <p>第6条 個人情報は、<u>その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれなければならない。</u></p> <p>(安全性の確保)</p> <p>第7条 個人情報の取扱いに当たっては、<u>漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のための必要かつ適切な措置が講じられるように配慮されなければならない。</u></p> <p>(透明性の確保)</p> <p>第8条 個人情報の取扱いに当たっては、<u>本人が適切に関与し得るように配慮されなければならない。</u></p>

会議などは、基本法50条2項で「報道の定義」が新設されたことを問題にしていますね(図表3参照)。(北角)真に「報道」にあたるのか否かをめぐり、政府の言論への介入の口実を与えることになったと見てもいいと思います。

(石村) 法律の運用次第で、介入で

きます。ですから、報道の自由が阻害されないように、国民と一体なつて常に政府の動きを監視する姿勢が求められています。(北角)一方、マスコミが国民のプライバシー保護の面で自覚を持つことも大切です。

(石村) 仰せのとおりです。報道の

自由には大きな社会的責任が伴うのは当然です。マスコミは、「民間規制」の形で、倫理基準の策定や苦情処理の仕組みなど自主規制の仕組みを整備していく必要があります。(北角)基本法50条3項で、こうした仕組みをつくるように努力義務が課されましたね(図表3参照)。

(石村) 仰せのと

基本法はどのように適用されるのか(北角)これまでも、当初の基本法案と今回成立した基本法(個人情報保護法)との相違点などを含め、お話しただきました。一応、今回成立した基本法がどのように適用されるのかやさしく理解してもらおうために、その骨子をあげてみると、次頁の「図表3」成立した基本法の骨

「国民監視」的な色彩の濃い個人情報保護関連5法が成立

子のとおりです。

政府案と野党案を比べる

(北角)次に、個人情報保護関連5法案および野党4党が共同で提出した対案(野党案)について、四月九日に、衆議院本会議で質疑がありました。法案をめぐる主な相違点をあげると、14頁の「図表4」政府案・野党案の主な相違点のとおりです。

国会直属の第三者委員会でない限り、「民間規制」の方が健全

(北角)主な相違点のうち、野党案では「個人情報保護委員会」を設ける点の特徴です。この点について、石村先生は、どうお考えですか。

(石村) こうした第三者機関の設置は、たぶん日弁連が出した「個人情報保護法案上程に関する意見」(二〇〇三年三月七日)の影響があると思います。ただ、私は、こうした独立行政委員会のような組織は余り設けない方がいいと考えています。(北角) どういった理由からでしょうか。

(石村) 行政による個人情報の乱用などを監視するには、独立した第三者機関が有用だという考えはわかり

(14頁に続く)

〔図表3〕成立した基本法の骨子

<p>(A) 目的 個人情報取扱事業者の義務を定め、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること(1条)</p>	<p>苦情の処理に応じること(31条)。 業界として個人情報の適正な取扱いや苦情処理等のための団体を設け、主務大臣の認定を受けること(認定個人情報保護団体の設置)もできること(37条以下)。</p>
<p>(B) 基本理念 個人情報を取扱うすべての者に適用ある基本理念～個人情報は、個人の人格尊重の理念の下、適正な取扱いが図られること(3条)</p>	<p>(E) 政府規制 主務大臣は、個人情報取扱事業者に対して、(a)報告を求める、又は(b)助言をする、(c)是正・中止を勧告し、それに従わないときには(d)是正・中止命令が行える(32条以下)ただし、主務大臣は、報告の請求・助言・勧告・命令にあたり、表現の自由・学問の自由・信教の自由・政治活動の自由を妨げてはならない(35条1項)。また、主務大臣は、報道目的・著述目的・学術研究目的・宗教活動・政治活動で個人情報を取扱う個人情報取扱事業者への情報提供者に対しては、報告の請求・助言・勧告・命令の権限を行使しない(35条2項)。 主務大臣は、認定個人情報保護団体に対して、(a)報告を求める、又は(b)改善・必要な措置を命令、(c)認定の取消しができる(46条以下)。</p>
<p>(C) 国等の責務・施策 政府が基本方針を作成して総合的かつ一体的に施策を推進すること(4条以下)</p>	<p>(F) 適用除外・報道の定義 個人情報取扱事業者にあたる場合であっても、「報道目的(個人を含む)」、「著述目的」、「学術研究目的」、「宗教活動目的」、「政治活動目的」で個人情報を取扱うときには、個人情報取扱事業者の義務規定は適用しない(50条1項)。 「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む)(50条2項)。 「報道目的(個人を含む)」、「著述目的」、「学術研究目的」、「宗教活動目的」、「政治活動目的」で個人情報を取扱う個人情報取扱事業者は、「個人データの安全管理」、「苦情処理」、「適正な取扱」に必要な措置を講じ、その措置の内容の公表に努めること(50条3項)。</p>
<p>(D) 個人事業取扱事業者の義務等 個人事業取扱事業者(個人情報データベース等を事業に使っている者。ただし、国の機関や自治体、独立行政法人等、5000人未満の個人情報を事業に使っている者は除く)が負う義務は次のとおり 個人情報の取扱いにあたり、利用目的を特定すること(15条1項)。 変更が要する場合、当初特定された利用範囲と相当の関連性を有しない変更はできないこと(15条2項)。 本人の同意なしに、当初の範囲を超えて取扱ってはならないこと(16条) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならないこと(17条)。 利用目的を本人に通知すること。また、当初の利用目的を変更した場合には、その旨を通知すること(18条)。 個人データの内容を正確かつ最新に保つこと(19条)。 必要かつ適切な「安全管理措置」(20条)、「従業者の監督」(21条)、「委託先の監督」(22条)を行うこと。 本人の同意なしに、第三者へのデータ提供をしてはならないこと(23条)。 事業者名、利用目的等を公表し、本人の求めに応じそれを通知すること(24条)。 本人から正当な求めがあれば、本人に開示し(25条)訂正に応じ(26条)利用停止(27条)に応じること。また、本人の請求と異なる措置をとる場合には、その理由を説明すること(28条)。 苦情処理体制の整備に努め、適切かつ迅速な</p>	

「国民監視」的な色彩の濃い個人情報保護関連5法が成立

(図表4) 政府案・野党案の主な相違点

相違点	政府案	野党案
政府規制	主務大臣に、個人情報取扱事業者への報告の請求・助言・勧告・命令の権限を付与	主務大臣に代え、内閣府の外局に「個人情報保護委員会」を設け、報告の請求・助言・勧告・命令、苦情処理の権限を付与
自己情報コントロール権	本人の求めに応じて、開示・訂正・利用停止を行う	個人情報の取得・利用・第三者への提供などに本人が関与する権利を、基本法の目的と明記
特定情報の取扱い	特定（センシティブ）情報を含め、すべての個人情報について、慎重な取扱いをすることを基本理念と明記	「思想・信条」、「医療」、「福祉の給付」、「犯歴」、「人種・民族・社会的身分・門地・出生地・本籍地」の情報は、本人の同意なしには、取扱いを原則的に禁止
義務の適用除外	報道・著述・学術研究・宗教活動・政治活動について、目的・所属団体・職業で、義務の適用除外例を明記	報道・著述・学術研究・宗教活動・政治活動について、目的のみで義務の適用を除外する旨を明記
行政機関の職員への罰則	職権を乱用して職務以外の用に使う目的で個人の秘密にあたる情報を収集した場合などを処罰の対象	職権乱用にあたる場合には、職務以外の用に使う目的かどうかを問わず、処罰の対象

ます。主務大臣による監視では、「同じ穴のむじな」で、実効性に疑問が残ると考えるのは常識です。しかし、特定の省庁から独立した行政委員会のような組織では、逆に国会の統制が及びにくくなるのが危惧さ

（北角）行政に属する機関を設ける

れます。この点、カナダやオーストラリアでは、連邦議会の直属の独立した第三者機関としてプライバシーコミッショナーの組織が設けられています。

「国民監視」的な色彩の濃い個人情報保護関連5法が成立

のではなく、議会に苦情処理機関（議会オンブズパーソン）を設けるのなら意味がある、というわけですか。

（石村）そうです。わが国では、立法機能は、ほとんど役所（行政）が代替しているのが現状です。政府立法が多すぎ、国会議員は役所御用達のロビイストのような現実があるわけです。これに加え、行政内に苦情処理機関をあちこちに設け、司法機能までも役所（行政）が代替する「国のかたち」は、あまり健全ではないと思います。

（北角）人権擁護委員会とかも同じことになりませんか。

（石村）そのとおりです。行政権の肥大化、三権分立の危機、といった認識が必要で、何のために、議院法制局や国会図書館があり、一方で法曹の数を増やしているのか、原点に返って考えて見る必要があります。

（北角）国民は「役所社会主義」の中で、飼い馴らされてきました。ですから、プライバシー問題についても、「官民規制」が良い、裁判所よりも行政の息のかかった第三者機関で面倒みて欲しいと思うのではないのでしょうか。

（石村）だから、経済は「官製経済（護送船団方式）」で、議員や首長には、「元役人」が無難、という民意

ができ上がり、この国をダメしているのでしょうか。

（北角）「役所依存大好き」の国民意識はすぐには変わりそうもないですから。

（石村）国民だけでなく、自民党もちろんのこと、「市民が主役」とかいつている民主党なども、同類ではないですか（笑い）。「小さな政府」など、絵に描いたもちみたいに思っている連中はかりではないですか。

（北角）少なくとも河村たかし議員（PIJ相談役）は違うと思います（笑い）。

（石村）プライバシー保護問題についても、国会直属の独立した苦情処理機関（議会オンブズパーソン）の実現のメドが立たない限り、できるだけ「官民規制」に委ねる。そして、権利侵害については、裁判所で解決をはかる方向で行くべきです。

（北角）となると、野党案の第三者委員会の設置プランはいただけませんね。

（石村）総理府の外局ではなく、国会直属型の第三者機関の実現を目指すべきです。

（北角）実現可能なのでしょうか。

（石村）役所の出した解説書などでは、議院内閣制をとるわが国では、

所轄の大臣が責任を取る仕組みになっているからムリではないか、とされています。しかし、議会型の苦情処理機関（議会オンブズマン）制度を導入している、イギリス、カナダ、オーストラリアなどはいずれも議院内閣制となっています。

（北角）ということは、わが国でも議会型の苦情処理機関（議会オンブズマン）の設置は可能ということですね。

（石村）私は、わが国でも設置は可能と考えています。ただ、議会型の苦情処理機関でも、例えば汚れた政治家がマスコミの取材から逃れるために苦情申立を乱用する可能性は否定できません。

（北角）政府の役人がかわるケースには強いとしても、委員の任命権を握っている議員がかかわるケースでは弱点が出てくるかも知れませんね。

（石村）法律ができ、当面改正がないという現実を直視することも大事です。現時点では、ともかく、会社や私立学校など民間機関にかかわる個人情報保護については、“民規”の観点から、国会はしっかりした基本法や個別法をつくる。

一方、個々の企業や業界は、ガイドラインの作成や苦情処理システムを整備する。さらに国民は、つねに

「国民監視」的な色彩の濃い個人情報保護関連5法が成立

司法の活用も考えに入れて、自分のプライバシーは、自らが護る気概を持つことが必要ということですね。

情報公開・個人情報保護審査会とは何か

（北角）今回成立した個人情報保護関連五法の一つに、「情報公開・個人情報保護審査会設置法」があります。この審査会は、どういった役割を演じるのですか。

（石村）行政機関や独立行政法人関連の審査会です。ですから、民間の個人情報に関連する問題にはタッチしません。

（北角）もう少し、やさしく説明してください。

（石村）役所や独立行政法人に対し、情報公開法や行政機関個人情報保護法にしたがって、市民からの情報公開請求、個人情報の本人からの開示請求があったとします。この請求に対し役所や法人の決定があつたものの、申請者がその決定に不満で、不服申立をしたとします。この場合、役所や法人は、原則として審査会に諮問するように求められます。

この情報公開・個人情報保護審査会は、これまであつた情報公開審査会と新たにつくられた個人情報保護

審査会とをドッキングさせた組織です。国民からの直接の苦情を受け付け、処理する機関ではありません。（北角）ところで、「諮問」とはどのような意味ですか。

（石村）意見を求めることです。審査会は、問題の行政機関の長からの諮問に基づいて、その不服申立案件を調査審議する機関です。

（北角）この審査会は、内閣府に置かれるわけですが、どうなのでしょう。か。

（石村）内閣府は行政機関の一つですから、先ほど指摘したのと同じような問題があると思います。

（北角）十五人の委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することになっていますが。

（石村）原子力安全委員会や国会等移転審議会なども内閣府の本府に置かれていた組織ですが、どう評価すべきなのでしょう。か。情報公開・個人情報保護審査会についても、ある程度、答がイメージできるのでないでしょうか。

行政機関個人情報保護法とは何か

（北角）今回成立した関連五法の一つに、「行政機関個人情報保護法」があります。これは、一九八八年に

つくられた「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（旧法）に大幅な改正を加えたものですね。

（石村）基本的には、そう理解していいと思います。会計検査院を含む国のすべての行政機関における個人情報の適正な取扱いを定めた法律です。

（北角）大きく改正された点はどこいったところですか。

（石村）旧法では、電子的記録だけが保護の対象でした。今回は、行政機関が、文書で記録・保有している個人情報も保護されることになりました。それから、情報主体である本人関与についても改正されました。これまでの「開示請求や訂正請求に加え、利用停止請求権（法36条）」が制度化されました。

（北角）不服申立制度も変わりましたね。

（石村）そうですね。先ほど述べたように、役所（行政機関）に対し、本人から開示、訂正もしくは利用停止の請求があり、その役所（機関）がそれを拒否する決定をしたとします。この場合、本人から不服申立があつたときには、その役所（行政機関）の長は、そのケースについて、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問する（意見を求める）義務が課されました

(法42条以下)。
 (北角) それから、罰則も盛られませんでしたね。

(石村) 当初の法案には罰則はありませんでした。公務員は悪いことしないからとか、わけの分からない理由がまことしやかに言われていました。

(北角) ところが、防衛庁が、各地の市町村で自衛官募集の適例者情報を収集していたことが明るみに出ましたね。

(石村) 行政機関個人情報保護法に罰則(法第六章、53条以下)が盛り込まれたのは、まさに、この事件が直接の契機といえます。この事件では、市町村によっては、健康状態なども提供していた事実も発覚しました。

このことは、それまで住民基本台帳に記された個人情報(氏名・住所・生年月日・性別)が、健康保険料請求事務などの情報と照合されていたわけですね。

(北角) こうした個人情報の他の行政機関への提供は、目的外利用に当たらないのですか。

(石村) そう思います。行政機関が持っている個人情報も本人の知らないうちに他の行政機関に提供され、利用目的も変わった定型なケースといえます。

(北角) こうしたケースで、民間の

場合には、本人への通知義務がありませんね(基本法28条3項)。

(石村) これに対して、行政機関の場合には、提供先が法令の範囲内での個人情報を利用するについて「相当の理由」があるときには、本人の同意などは要らないことになっています(行政機関個人情報保護法8条2項)。

(北角) 民間向けと役所向けの個人情報保護法の間の「官民格差」の是正は急務といえます。

(石村) こうしたケースが起こらないように監視し、救済にあたるには、先ほど触れた議会型の苦情処理機関(議会オンブズパーソン)の設置が有効ですね。

個人情報保護関連5法の成立でも住基ネットは認知されない

(北角) 前にもふれましたが、防衛庁が、各地の市町村で自衛官募集の適例者情報を収集していたケースでは、防衛庁が自治体から住民基本台帳法の趣旨を超えた個人情報の提供を求めたことが問題になりました。

(石村) 自衛隊法は、都道府県知事や市町村長は「自衛官募集の事務の一部を行う」と定めています(79条1項)。また、同法の政令(施行

令)は、内閣総理大臣が市町村長らに「必要な資料の提供を求めることができる」と定めています。

(北角) この場合、「必要な資料」とは、住民票コードを含む6基本情報(コード・氏名・住所・生年月日・性別・変更履歴)には限定されないでしょうね。

(石村) 今後、IC仕様で、八千文字詰められる住基カードが使われだしたら、その中に入力された健康情報なども提供されることになるのではないのでしょうか。

(北角) この問題を取り上げた国会審議の中で、石破防衛庁長官は、こうした個人情報の提供を求めることも法令上は可能と示唆しています。

(石村) 政府は八月から、住基カード(官製ICカード)の配布を含め、住基ネットを本格稼働させる計画です。しかし、若い人たちは、有事の際の徴兵検査の自動化につながる住基カードの取得は避けるべきでしょう。

(北角) 個人情報保護法制が整備されたはずなのに由々しい問題ですね。

(石村) こうした法制整備のきっかけが住基ネットの導入だったわけですね。ところが、住基ネットの導入により、入れ墨のような11ケタの背番号コードを無理やり付けられ、國中

の役人がどこにいても覗き見できるようにと国民全員の6基本情報がネットワーク化されました。

今度は国民の移動の自由を縛る官製ICカードの導入が始まります。何と云うことはない、国民のプライバシーが公有化され、コードとカードを使ったデータ監視国家体制ができただけです。今回の個人情報保護法制の整備にもかかわらず、国民のプライバシー環境は悪化する一方です。

(北角) 行政機関個人情報保護法の中では、役所(行政)に対する例外(法の適用除外)が多すぎます。表面的には規制をかけてはいるものの、法令で定めればあらゆる面で法律は適用除外になる構図ですね。

(石村) 本当に、まったくのザル法です。また、第一、住基ネットは、地方自治体共管の仕組みです。国の仕組みではないので、国の役所をターゲットとした行政機関個人情報保護法は、基本的には適用になりません。

(北角) 個人情報保護関連5法が成立しても、住基ネットを取り巻く法環境が大きく変わったわけではないですね。

(石村) そのとおりです。ですから、本気で個人情報を保護するといふなら、国民の目に見える効果のある法制が必要です。例えば、市区町

「国民監視」的な色彩の濃い個人情報保護関連5法が成立

村は来る八月から希望する住民に住基カード(官製ICカード)を発行することになっていきます。しかし、カードには、たとえ健康医療情報などセンシティブ情報が入力されたとしても、自衛官募集に、あるいは有事であっても、本来の目的以外には厳禁、つまり徴兵・徴用など目的には絶対に提供できない、といった法制が求められているのではないのでしょうか。

(北角)石村先生、本日は、新法の解説および分析をしていただき、ありがとうございました。立法政策に携わっている者にとっても、非常に参考になりました。

政府が提案・成立した、「国民監視が主たる目的」と受け取らざるを得ない「個人情報保護関連5法」に対し、河村たかし衆議院議員(PIJ相談役)が、「国民規制」を全面的に採用した、個人情報保護個別法案(河村たかし私案)を発表し

た。これらの法案は、国民の個人情報を扱う4つの分野ごとに、個人情報の保護を徹底するために提案されたもの。以下に、順次、河村たかし議員による法案の紹介文及び、4法案を掲載する。

(CNNニュース編集部)

個人情報保護4法案(河村たかし私案)

《個別・個人情報保護4法案〔河村たかし私案〕の紹介》

衆議院議員 河村たかし

衆議院議員第1議員会館 537号室

TEL03-3508-7902 FAX03-3508-3537

E-mail:g01403@shugiin.go.jp

個人情報保護関連5法は、2003年5月23日に成立しました。これらのうち、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)は、わが国の個人情報保護体制を束ねる役割を果たす“基本法”です。したがって、国民の個人情報をしっかりと保護するためには、さらに分野別に個別の法律を制定する必要があります。

今回、河村たかしは、次の4つの分野について、個別の個人情報保護法要綱案を第一次私案として用意しました。

個人信用情報取扱事業者が保有する個人信用情報の保護に関する法律案要綱(河村たかし第一次私案)

医療等個人情報の保護に関する法律案要綱(河村たかし第一次私案)

電子商取引個人情報の保護に関する法律案要綱(河村たかし第一次私案)

個人教育情報の保護に関する法律案要綱(河村たかし第一次私案)

これら私案の一番の特徴は、役所(行政)の肥大化につながる苦情処理等を行うことをねらいとした公的な第三者機関は一切設けなかったことです。苦情処理等は、事業者自身でその体制を整備するように求めました。つまり、「官民規制」を排除し、「国民規制」を徹底することとしたことです。また、法律違反があった場合には、被害者自らが訴訟(司法)による救済を求める仕組みとしたことです。

こうした法案の作り方については、役所依存に慣れ親しんできたこれまでの風土からすれば、多少、違和感をもたれる方もおられるかもしれません。しかし、無駄な増税をやめ、小さな政府を実現していくためには、私たち国民は“役所(行政)から自立”することが大切です。

私の法律案要綱(第一次私案)は、さまざまな観点から検討すべき点多々あると思います。河村たかし自身、今後、最終案の作成に向けて細部にわたり検討を加えていきます。皆様からも建設的なご意見を頂戴したいと思います。

なお、第一次私案の作成にあたり、衆議院法制局の皆様、石村耕治・白鷗大学教授にご尽力いただきましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

(2003年6月20日)

個人情報取扱事業者が保有する個人情報保護に関する法律案要綱

(河村たかし第一次私案)

第一 総則

一 目的

この法律は、個人情報情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定め、個人情報情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することその他の個人の権利利益を保護することを目的とするものとする。

二 定義

1 この法律において「個人情報」とは、個人の借入金の返済能力又は代金等の支払能力に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日等により当該個人を識別できるものをいうものとする。

2 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げるもの(国の機関、地方公共団体又は独立行政法人等を除く。)をいうものとする。

個人に対して金銭の貸付けその他の信用の供与を業として行う者(以下「与信業者」という。)

専ら個人の借入金の返済能力等に関する与信業者の調査に資するため、個人情報情報の収集、登録及び与信業者への提供を行う者

3 この法律において「個人情報データ」とは、個人情報データベース等(個人情報情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものと及び特定の個人情報情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。)を構成する個人情報情報をいうものとする。

4 この法律において「保有個人情報データ」とは、個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人情報データをいうものとする。

5 この法律において「本人」とは、個人情報情報によって識別される特定の個人をいうものとする。

第二 個人情報取扱事業者の義務

一 利用目的による制限

個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合その他一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないものとする。

二 適正な取得
個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報情報を取得してはならないものとする。

三 取得に際しての
個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報情報を取得してはならないものとする。

利用目的の明示

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱う旨を公表するとともに、本人との間で契約を締結することに伴つて当該本人の個人情報取得する等の場合には、あらかじめ、本人に対する利用目的を明示しなければならないものとする。

四 データ内容の正確性の確保

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないものとする。

五 安全管理措置等

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人情報データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとし、その従業者及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

六 第三者提供の制限

1 個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合その他一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報データを第三者に提供してはならないものとする。

2 個人情報データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人情報データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報データの管理について責任を有する

者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときその他一定の場合において、当該個人情報データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

七 保有個人情報データに関する事項の公表等

個人情報取扱事業者は、保有個人情報データに関し、当該個人情報取扱事業者の名称又は氏名その他の事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならないものとする。

八 開示

1 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報データの開示を求められたときは、一定の場合を除き、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人情報データを開示しなければならないものとする。

2 個人情報取扱事業者は、1に基づき求められた保有個人情報データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、書面又は電磁的方法により、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができるものとする。

九 訂正等

個人情報情報保護法案(河村たかし私案)

個人情報情報保護法案（河村たかし私案）

1 個人情報情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報データの内容及事実にないという理由によって当該保有個人情報データの内容及訂正等を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の訂正等を行わなければならないものとする。

2 個人情報情報取扱事業者は、1に基づき求められた保有個人情報データの内容及事実にないという理由によって訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、書面又は電磁的方法により、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができるものとする。

十 利用停止等

1 個人情報情報取扱事業者は、本人から、一又は二に違反しているという理由によって、当該本人が識別される保有個人情報データの利用停止等を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有個人情報データの利用停止等を行わなければならないものとする。

2 個人情報情報取扱事業者は、本人から、六に違反しているという理由によつて、当該本人が識別される保有個人情報データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由が

あることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有個人情報データの第三者への提供を停止しなければならないものとする。

3 個人情報情報取扱事業者は、1に基づき求められた保有個人情報データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は2に基づき求められた保有個人情報データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、書面又は電磁的方法により、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができるものとする。

十一 理由の説明

個人情報情報取扱事業者は、八、九、二又は十に基づき、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、理由を示すことが困難な事情があるときを除き、本人に対し、書面又は電磁的方法により、その理由を説明しなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により説明することができるものとする。

十二 手数料

個人情報情報取扱事業者は、保有個人

信データの開示の実施に関し、手数料を徴収する場合は、実費の範囲内において、その手数料の額を定めなければならないものとする。

十三 個人情報情報取扱事業者による苦情の処理

個人情報情報取扱事業者は、個人情報情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め、その目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならないものとする。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

医療等個人情報情報の保護に関する法律案要綱

（河村たかし第一次私案）

第一 総則

一 目的

この法律は、医療等個人情報情報が一般に公表されることを欲しないとされるものであり、かつ、その漏えいの場合に個人の権利利益を侵害する危険性が大きいことにかんがみ、医療等個人情報の適正な取扱いに関し、医療等個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、医療等個人情報の有用性に配慮しつつ、医療等個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することその他の個人の権利利益を保護することを目的とする。

二 定義

1 この法律において、「医療等個人情報」とは、生存する個人の医療、介護又は福祉に係る給付に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいうものとする。

2 この法律において、「医療等個人情報データベース等」とは、医療等個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の医療等個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの、及び特定の医療等個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

をいうものとする。

3 この法律において「医療等個人情報取扱事業者」とは、医療等個人情報データベース等を事業の用に供している者というものとする。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等並びにその取り扱う医療等個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除くものとする。

4 この法律において「医療等個人データ」とは、医療等個人情報データベース等を構成する医療等個人情報をいうものとする。

5 この法律において「保有医療等個人データ」とは、医療等個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する医療等個人データであつて、その存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいうものとする。

6 この法律において医療等個人情報について「本人」とは、医療等個人情報によって識別される特定の個人をいうものとする。

第二 医療等個人情報

取扱事業者の義務

一 本人の同意

1 医療等個人情報取扱事業者は、あ

はじめ本人の同意を得ないで、医療等個人情報（公知であるものを除く。）を取り扱ってはならないものとする。

2 1は、次に掲げる場合について、適用しないものとする。

法令に基づく場合

人の生命又は身体の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

法令上の義務の履行のために必要な場合その他これに準ずる正当な理由がある場合

二 利用目的の特定

医療等個人情報取扱事業者は、医療等個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならないものとし、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならないものとする。

三 利用目的による制限

医療等個人情報取扱事業者は、法令に基づき場合その他一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、医療等個人情報を取り扱ってはならないものとする。

四 適正な取得

医療等個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により医療等個人情報を取得してはならないものとする。

五 取得に際しての利用目的の通知等

医療等個人情報取扱事業者は、医療等個人情報を取得した場合及び利用目的を変更した場合は、一定の場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知しなければならないものとする。ただし、本人に通知することにより多額の費用を要することとなる場合その他本人への通知が困難な場合は、利用目的の公表をもって足りるものとする。

六 データ内容の正確性の確保

医療等個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、医療等個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないものとする。

七 安全管理措置等

医療等個人情報取扱事業者は、その取り扱う医療等個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の医療等個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとし、その従業者及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

八 第三者提供の制限

1 医療等個人情報取扱事業者は、法令に基づき場合その他一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、医療等個人データを第三者に提供してはならないものとする。

2 医療等個人情報取扱事業者は、本人

の求めに応じて当該本人が識別される医療等個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、一定の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、1にかかわらず、当該医療等個人データを第三者に提供することができるものとする。

3 医療等個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において医療等個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合その他一定の場合において、当該医療等個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

九 保有医療等個人データに関する事項の公表等

1 医療等個人情報取扱事業者は、保有医療等個人データに関し、当該医療等個人情報取扱事業者の氏名又は名称、すべての保有医療等個人データの利用目的その他の事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならないものとする。

2 医療等個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有医療等個人データの利用目的の通知を求められたときは、一定の場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならないものとする。

3 医療等個人情報取扱事業者は、2に基づき求められた保有医療等個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知し

個人医療情報保護法案（河村たかし私案）

個人医療情報保護法案（河村たかし私案）

なければならぬものとする。

4 2及び3の通知は、書面又は電磁的方法により行わなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、この限りでないものとする。

十 開示

1 医療等個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有医療等個人データの開示を求められたときは、一定の場合を除き、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有医療等個人データを開示しなければならないものとする。

2 医療等個人情報取扱事業者は、1に基づき求められた保有医療等個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、書面又は電磁的方法により、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができるものとする。

十一 訂正等

1 医療等個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有医療等個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有医療等個人データの内容の訂正等を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有医療等個人データの内容の訂正等を行わなければならないものとする。

2 医療等医療等個人情報取扱事業者は、

1に基づき求められた保有医療等個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったときは、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、書面又は電磁的方法により、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができるものとする。

十二 利用停止等

1 医療等個人情報取扱事業者は、本人から、一、三又は四に違反しているという理由によって、当該本人が識別される保有医療等個人データの利用停止等を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有医療等個人データの利用停止等を行わなければならないものとする。

2 医療等医療等個人情報取扱事業者は、本人から、八1に違反しているという理由によつて、当該本人が識別される保有医療等個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有医療等個人データの第三者への提供を停止しなければならないものとする。

3 医療等個人情報取扱事業者は、1に基づき求められた保有医療等個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は2に基づ

き求められた保有医療等個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、書面又は電磁的方法により、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができるものとする。

十三 理由の説明

医療等個人情報取扱事業者は、九3、十2、十一2又は十二3により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、理由を示すことが困難な事情があるときを除き、本人に対し、書面又は電磁的方法により、その理由を説明しなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により説明することができるものとする。

十四 手数料

医療等個人情報取扱事業者は、利用目的の通知又は保有医療等個人データの開示の実施に関し、手数料を徴収する場合は、実費の範囲内において、その手数料の額を定めなければならないものとする。

十五 医療等個人情報取扱事業者による苦情の処理

医療等個人情報取扱事業者は、医療等

個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め、その目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならないものとする。

第三 適用除外

医療等個人情報取扱事業者が医療等個人情報を取り扱う場合において、その目的の全部又は一部が次の各号に掲げる目的であるときは、第二の規定は、適用しないものとする。

1 報道の用に供する目的

2 著述の用に供する目的

3 1及び2に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者に対して、情報を発表し、又は伝達する活動（医療等個人情報を記録した名簿、個人の住宅の所在を明らかにする地図その他これらに類する医療等個人情報データベース等であつて政令で定めるものを発表し、又は伝達する活動を除く。）の用に供する目的

4 学術研究の用に供する目的

5 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

6 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算してを超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 政府は、この法律の施行後三年を目

途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

電子商取引個人情報の保護に関する法律案要綱

(河村たかし第一次私案)

第一 総則

一 目的

この法律は、電子商取引個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念を定めるとともに、電子商取引個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定め、電子商取引個人情報の有用性に配慮しつつ、電子商取引個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することその他の個人の権利利益を保護することを目的とするものとする。

二 定義

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいうものとする。

2 この法律において「電子商取引

個人情報」とは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）により取引又は取引についての広告若しくは宣伝その他政令で定める行為（以下この項において「電子商取引」という。）を行う事業者又は電子商取引に係る情報を取り扱う政令で定める事業者（以下「電子商取引事業者」という。）が、電子商取引に関して取得した個人情報をいうものとする。

3 この法律において「電子商取引個人情報取扱事業者」とは、電子商取引事業者その他政令で定める事業者であつて電子商取引個人情報データベース等を事業の用に供しているもの（国の機関、地方公共団体又は独立行政法人等を除く。）をいうものとする。

4 この法律において「電子商取引個人データ」とは、電子商取引個人情報データベース等（電子商取引個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の電子商取引個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものと及び特定の電子商取引個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと）として政令で定めるものをいう。）を構成する電子商取引個人情報をいうものとする。

5 この法律において「保有電子商取引個人データ」とは、電子商取引個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者

への提供の停止を行うことのできる権限を有する電子商取引個人データをいうものとする。

6 この法律において「本人」とは、電子商取引個人情報によつて識別される特定の個人をいうものとする。

三 基本理念

1 電子商取引個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならないものとする。

2 思想及び信条、心身の状況、経歴等に関する電子商取引個人情報であつて、一般に公表されることを欲しないとされるものと及び差別の原因となるおそれのある電子商取引個人情報は、特に慎重な取扱いが図られなければならないものとする。

第二 電子商取引個人情報取扱事業者の義務

一 特に慎重な取扱いを要する電子商取引個人情報

1 電子商取引個人情報取扱事業者は、本人との間で契約を締結することに伴つて電磁的方法により当該本人の次に掲げる事項を含む電子商取引個人情報（公知であるものを除く。以下において「特定電子商取引個人情報」という。）を取得する場合その他本人から直接電磁的方法により当該本人の特定電子商取引個人情報を取得する場合は、あらかじめ、経

済産業省令で定める方法により、本人に対しその旨を明示し、及びその同意を得なければならないものとする。

思想及び信条に関する事項
医療に関する事項
福祉に係る給付に関する事項
犯罪の経歴に関する事項
人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地

2 電子商取引個人情報取扱事業者は、1の場合のほか、特定電子商取引個人情報取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならないものとする。

3 1及び2は、法令に基づく場合等については、適用しないものとする。

二 利用目的の特定

電子商取引個人情報取扱事業者は、電子商取引個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならぬものとし、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならないものとする。

三 利用目的による制限

電子商取引個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合その他一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、電子商取引個人情報を取り扱ってはならないものとする。

電子商取引個人情報保護法案（河村たかし私案）

電子商取引個人情報保護法案（河村たかし私案）

四 適正な取得

電子商取引個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により電子商取引個人情報を取得してはならないものとする。

五 取得に際しての

利用目的の明示等

1 電子商取引個人情報取扱事業者は、本人との間で契約を締結することに伴って電磁的方法により当該本人の電子商取引個人情報を取得する場合その他本人から直接電磁的方法により当該本人の電子商取引個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し利用目的を明示しなければならぬものとする。

2 電子商取引個人情報取扱事業者は、1の場合のほか、電子商取引個人情報を取得した場合は、一定の場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知しなければならぬものとする。ただし、本人に通知することにより多額の費用を要することとなる場合その他本人への通知が困難な場合は、利用目的の公表をもって足りるものとする。

六 データ内容の正確性の確保

電子商取引個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、電子商取引個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないものとする。

七 安全管理措置等

電子商取引個人情報取扱事業者は、その取り扱う電子商取引個人データの漏え

い、滅失又はき損の防止その他の電子商取引個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとし、その従業者及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

八 第三者提供の制限

1 電子商取引個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合その他一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、電子商取引個人データを第三者に提供してはならないものとする。

2 電子商取引個人情報取扱事業者は、本人の求めに応じて当該本人が識別される電子商取引個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、一定の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、1にかかわらず、当該電子商取引個人データを第三者に提供することができるものとする。

3 電子商取引個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において電子商取引個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合その他一定の場合において、当該電子商取引個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

九 保有電子商取引個人データに関する事項の公表等

1 電子商取引個人情報取扱事業者は、保有電子商取引個人データに関し、当該電子商取引個人情報取扱事業者の名称又

は氏名、すべての保有電子商取引個人データの利用目的その他の事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならないものとする。

2 電子商取引個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有電子商取引個人データの利用目的の通知を求められたときは、一定の場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならないものとする。

3 電子商取引個人情報取扱事業者は、2に基づき求められた保有電子商取引個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならないものとする。

4 2及び3の通知は、書面又は電磁的方法により行わなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、この限りでないものとする。

十 開示

1 電子商取引個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有電子商取引個人データの開示を求められたときは、一定の場合を除き、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有電子商取引個人データを開示しなければならないものとする。

2 電子商取引個人情報取扱事業者は、1に基づき求められた保有電子商取引個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対

し、書面又は電磁的方法により、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができるものとする。

十一 訂正等

1 電子商取引個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有電子商取引個人データの内容が事実でないという理由によつて当該保有電子商取引個人データの内容の訂正等を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有電子商取引個人データの内容の訂正等を行わなければならないものとする。

2 電子商取引個人情報取扱事業者は、1に基づき求められた保有電子商取引個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、書面又は電磁的方法により、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができるものとする。

十二 利用停止等

1 電子商取引個人情報取扱事業者は、本人から、一、三又は四に違反しているという理由によつて、当該本人が識別される保有電子商取引個人データの利用停止等を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、

一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有電子商取引個人データの利用停止等を行わなければならないものとする。

2 電子商取引個人情報取扱事業者は、本人から、八一条に違反しているという理由によって、当該本人が識別される保有電子商取引個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有電子商取引個人データの第三者への提供を停止しなければならないものとする。

3 電子商取引個人情報取扱事業者は、
1 に基づき求められた保有電子商取引個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は
2 に基づき求められた保有電子商取引個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、書面又は電磁的方法により、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができるものとする。

十三 理由の説明

電子商取引個人情報取扱事業者は、九条から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、理由を示すことが

困難な事情があるときを除き、本人に対し、書面又は電磁的方法により、その理由を説明しなければならないものとする。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により説明することができるものとする。

十四 手数料

電子商取引個人情報取扱事業者は、利用目的の通知又は保有電子商取引個人データの開示の実施に関し、手数料を徴収する場合は、実費の範囲内において、その手数料の額を定めなければならないものとする。

十五 電子商取引個人情報取扱事業者による苦情の処理

電子商取引個人情報取扱事業者は、電子商取引個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め、その目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならないものとする。

個人教育情報の保護に関する法律案要綱

(河村たかし第一次私案)

第一 総則

一 目的

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人教育情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人教育情報の適正な取扱いに関し個人教育情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人教育情報の有用性に配慮しつつ、個人教育情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することその他の個人の権利利益を保護することを目的とする。

二 定義

1 この法律において「個人教育情報」とは、生存する個人の教育に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいうものとする。

2 この法律において「個人教育情報データベース等」とは、個人教育情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人教育情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの、及び特定の個人教育情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいうものとする。

3 この法律において「個人教育情報取扱事業者」とは、個人教育情報データベース等を事業の用に供している者をいうものとする。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等並びにその取り扱う個人教育情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除くものとする。

くものとする。

4 この法律において「個人教育データ」とは、個人教育情報データベース等を構成する個人教育情報をいうものとする。

5 この法律において「保有個人教育データ」とは、個人教育情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人教育データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいうものとする。

6 この法律において個人教育情報について「本人」とは、個人教育情報によつて識別される特定の個人をいうものとする。

第二 個人教育情報取扱事業者の義務

一 利用目的の特定

個人教育情報取扱事業者は、個人教育情報を取り扱うに当たつては、その利用目的をできる限り特定しなければならないものとし、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならないものとする。

二 本人の同意

個人教育情報取扱事業者は、法令に基づき場合その他一定の場合を除き、あら

個人教育情報保護法案（河村たかし私案）

個人教育情報保護法案（河村たかし私案）

はじめ本人の同意を得ないで、個人教育情報（公知であるものを除く。）を取り扱ってはならないものとする。個人教育情報の利用目的を変更する場合も、同様とするものとする。

三 適正な取得

個人教育情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人教育情報を取得してはならないものとする。

四 データ内容の正確性の確保

個人教育情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人教育データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないものとする。

五 安全管理措置等

個人教育情報取扱事業者は、その取り扱う個人教育データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人教育データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとし、その従業者及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

六 第三者提供の制限

個人教育情報取扱事業者は、法令に基づく場合その他一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人教育データを第三者に提供してはならないものとする。ただし、個人教育情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人教育データの取扱いを委託する場合その他一定の場合において、この限りではないものとする。

七 保有個人教育データ
に関する事項の公表等

個人教育情報取扱事業者は、保有個人教育データに関し、当該個人教育情報取扱事業者の氏名又は名称、すべての保有個人教育データの利用目的その他の事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならないものとする。

八 開示

1 個人教育情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人教育データの開示を求められたときは、一定の場合を除き、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人教育データを開示しなければならないものとする。

2 個人教育情報取扱事業者は、1に基づき求められた保有個人教育データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

九 訂正等

1 個人教育情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人教育データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人教育データの内容の訂正等を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人教育データの内容の訂正等を行わなければならないものとする。

2 個人教育情報取扱事業者は、1に基づき求められた保有個人教育データの内容に

ついて訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならないものとする。

十 利用停止等

1 個人教育情報取扱事業者は、本人から、二又は三に違反しているという理由によって、当該本人が識別される保有個人教育データの利用停止等を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有個人教育データの利用停止等を行わなければならないものとする。

2 個人教育情報取扱事業者は、本人から、六に違反しているという理由によつて、当該本人が識別される保有個人教育データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有個人教育データの第三者への提供を停止しなければならないものとする。

3 個人教育情報取扱事業者は、1に基づき求められた保有個人教育データについて利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は2に基づき求められた保有個人教育データについて第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

十一 理由の説明

個人教育情報取扱事業者は、八、二、九又は十により、本人から求められた措置について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、理由を示すことが困難な事情があるときを除き、本人に対し、その理由を説明しなければならないものとする。

十二 手数料

個人教育情報取扱事業者は、保有個人教育データの開示の実施に関し、手数料を徴収する場合は、実費の範囲内において、その手数料の額を定めなければならないものとする。

十三 個人教育情報取扱事業者による苦情の処理

個人教育情報取扱事業者は、個人教育情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め、その目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならないものとする。

第三 附則

- 一 この法律は、 から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

《監視カメラと市民のプライバシー・追捕》

“市民が監視” できる法制づくり

問題の所在

監視カメラに鈴をつけよう

監視カメラは、駅構内、高速道路などの公共施設、街頭などに常設されている。また、金融機関から、コンビニ、マンションのエレベーター内や玄関ホールなど、民間施設にも広がりを見せている。こうした現象を、「監視カメラ社会化」と呼ぶ人もいる。

テロに怯えるアメリカや犯罪増加に悩む欧州などでも、監視カメラ社会の動きが加速している（英米などの規制状況については、PIJ「監視カメラと市民のプライバシー」(1)、(2) CNNニュース10号、32号、33号参照 www.pij-web.net)。

監視カメラ社会化は、犯罪の抑止、犯人の割出・検挙などに役立つ。止むを得ない現象だという見方がある。しかし、明確なルールのないまま、監視カメラを一人歩きさせることは、カメラの被写体となる個人の自由と尊厳にとり大きな脅威となる。

最高裁は、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」（一九六五（昭和44）年12月24日判決・判例時報五七七号18頁）という判断を示している。

市民が、自分の承諾（同意）なしに写真を撮られない権利、あるいは撮られた写真を公表されない権利は「肖像権」と呼ばれている。この権利は、プライバシーなど、個人の尊

厳”を護る憲法13条で保障されている。肖像権は、もともとプライバシー権とは別に発展してきたものである。しかし、プライバシー権を「自己に関する情報をコントロールする権利」ととらえる今日においては、肖像権はプライバシー権の一つと考えられている。

市民本人の同意もなく、自分のコントロールの及ばないところで監視カメラの被写体とされ、無差別に記録されることは、まさに個人の肖像権の侵害に当たるといえる。しかし、一方で、犯罪が多発し、手口が巧妙になるにつれて、「監視カメラは絶対ダメ！」と叫び、「プライバシー原理主義」を主張するだけでは立ち行かなくなってきたのも事実である。

PIJ代表・白鷗大学教授
石村耕治

ただ、監視カメラの乱設・自由な利用を放置しておいていいわけはない。監視カメラに「鈴をつけ」、その設置・利用を私たち市民が「常時監視」できるルール・法的システムづくりが急がれている。

監視カメラ規制の
あり方を探る

「市民が主役」の視点から、個人の自由と尊厳を保護するために監視カメラを規制する法システムをつくるとする。その場合には、次のような立法政策的な課題を煮詰める必要がある。

《課題一 規制の範囲と方式》

監視カメラ規制の範囲や方式のあ

急がれる監視カメラ“監視”法制

急がれる監視カメラ“監視”法制

り方をめぐっては、

公共・民間双方を一括して規制

する(オムニバス)方式か、

公共・民間個別対応方式か、

の選択が課題となる。

また、規制主体・規制当局をどこ

にするかにより、

国の法律、

自治体条例、

ガイドライン(自主規制)、

レーティング(マル適マークな

ど)

の個別・多重選択の課題がある。

監視カメラは、公共施設のみなら

ず、民間の施設にも数多く設置・利

用されている。したがって、監視カ

メラ規制は、公共・民間双方に及ぶ

必要がある。公共の場所に設置する

もの又は設置者が官であるものにつ

いては法律・条例で規制し、民間の

施設又は設置者が民であるものはガ

イドラインなどで規制する選択肢も

ある。ただ、実際は、そうした区分

けが難しい場合が多い。やはり、オ

ムニバス方式の法律・条例、ガイド

ラインなどによる多重的な規制が必

要といえる。また、特別な監視カメ

ラ・システムについては、その態様

に応じ、個別に適切な法規制をすべ

きである。

監視カメラの法規制については、

監視カメラ規正法と、
監視カメラ規制条例

の二本立てがベターであろう。

つまり、

国の法律では、規制目的、基本

原則、適用除外などを定めるにと

ども、

具体的な規制のあり方は自治体

条例(規制当局は条例を制定した

都道府県又は市区町村、規制権者

は首長)に委ねる形である。

《課題一 規制目的や対象》

監視カメラの規制にあたっては、

その目的を明確にする必要がある。

「監視カメラがみだりに国民の容ほ

うの撮影等をされない自由、みだり

に私生活に関する情報を収集又は管

理されない自由等を侵害するおそれ

があることにかんがみ、監視カメラ

の利用に関し、基本原則及び施策の

基本となる事項等を定めることによ

り、国民の自由と権利を保護するこ

とを目的とするものとする」といっ

た内容でいいであろう。

一方、規制対象を決めるにあつ

ては、「監視カメラの種類・範

囲」、「個人の住居等の取扱」、「

画像を記録しない場合」など、検

討すべき課題も多い。

《課題三 基本原則》

被写体とされる市民の自由を護

るためには、次のような「基本原則」

を明確に定める必要がある。

設置者の責務

監視カメラを設置しようとする

者(以下「設置者」)は、から

までの原則に従い適切な措置を

講じる義務があるものとする。

設置目的

監視カメラの設置にあたって

は、あらかじめその設置目的が明

確にされていなければならず、か

つ、その設置目的が適法かつ適正

なものでなければならぬ。

場所等の明示

監視カメラの設置にあつて

は、当該監視カメラにより撮影さ

れる 個人に対し、その設置場所

及び設置目的が明示されていなく

ればならない。

画像等の取扱の規制

監視カメラにより記録された画

像(特定個人を識別できるものに

限る。以下「画像」)は、当該

監視カメラの設置目的の達成に必

要な範囲内で取扱われなければな

らず、かつ、当該画像により識別

される特定の個人(以下「本人

に規定がある場合を除き、設置目

的以外の目的に利用され、又は提

供されてはならない。

正確性の確保

画像は、設置目的の達成に必要

な範囲内で正確かつ最新の内容に

保たなければならない。

安全性の確保

設置者は、管理責任者を選任す

るとともに、画像の取扱にあつ

ては、漏えい、滅失又は毀損の防

止、目的達成後の廃棄その他の安

全管理のため必要かつ適切な措置

(以下「安全管理措置」)が講じ

なければならない。

透明性の確保

画像の取扱にあつては、画像

の開示や苦情申立など本人が適切

に開示できるようにしなければならない。

《課題四 規制の適用除外》

監視カメラは、「報道等」、「学

術・文芸」、「宗教活動」、「令状

に基づく犯罪捜査等」の目的で設置

される場合には、規制は適用しない

ことにする必要がある。

《課題五 監視カメラ評価

委員会の設置》

被写体とされる市民の自由や権利を護ることをねらいに、規制権者からの諮問及び市民本人からの苦情に応じ、調査し、審議するため、十人程度の委員からなる監視カメラ評価委員会を設ける必要がある。

なお、その委員の過半数は、一般から公募・抽選するものとする。

《課題六 届出制》

監視カメラを規制するために、その設置を当局に届け出る制度を採用すべきである。この場合、設置者に対しては、あらかじめ次の事項（その変更を含む）を届け出るように求めるものとする。

- 設置者の氏名（名称・代表者名）、管理責任者名、その所在地等、
- 画像を記録するための装置の種類、個数及び設置場所等、
- 設置目的、記録の範囲及び記録方法、
- 画像の保有期間及び廃棄法、並びに、
- 画像の「安全管理措置」の概要

監視カメラの設置者から届出を受理したとする。しかし、規制当局が、市民の自由を保護するために改善が必要と思つたときには、理由を明

示した上で、設置者に対し必要な勧告、カメラ設置の変更・廃止を求められるものとするべきである。

この場合、規制当局は、監視カメラ評価委員会の意見を聞き、また、必要に応じ、利害関係人、市民からも意見を聴取すべきである。規制当局は、公報等で、定期的に受理した届出事項を公表すべきである。

ただ、各種の民間機関、すなわち事業者団体や商店会などが独自でガイドラインを作成でき、確実に監視カメラの設置・利用について自主規制ができる力量があるようであれば、あえて自治体条例においては届出制を採用する必要がないともいえる。

“市民が監視 できる”
動き出した
法制づくり

民間のホテルやマンションの建設主に、防犯設備の一部として、監視（防犯）カメラの設置を義務づける条例（生活安全条例）を定める市区町村が相次いでいる。しかし、これらの条例には、市民の自由と個人の尊厳を護り、監視カメラの設置・利用手続を適正化・透明化するという

た、“哲学”はない。
監視カメラを“市民が監視”できる法制づくりが急がれる。

先ごろ、東京都杉並区（山田宏区長）が、監視カメラ規制条例やガイドラインをつくる方向で動きだしたと報じられた。早急に専門家会議を発足させ、八月にも実施したいという。

私たちPIJが主張してきた成熟した社会でのアメニティあるコミュニティづくりの提案がもう一歩さきに進みだした先例といえる。

新宿歌舞伎町を監視カメラで無原則に包囲するといった石原慎太郎流の荒っぽい手法には、かねてから強い批判があった。こうした古い時代の政治家とは一味違つ、山田区長のプライバシーを大事にする感性、それに裏付けられた政治手法に大いに期待したい。

急がれる監視カメラ“監視”法制

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2003.07.30発行 CNNニュースNo.34

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)。
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
(ともに年間購読料3,000円含む)

NetWorkのつぶやき

- ・反社会的な行為を“元気がある”といい、“国家に貢献しない婦人”はいらないという、老政治家たち
- ・彼らと、彼らを律することもできない某党首こそ、いらない!!

(T)

編集及び発行人